

貸付金の繰上償還のお知らせ



今年度1回目の一部繰上償還は、6月20日が締切日です。

今年度の一部繰上償還のスケジュールは次のとおりです。希望される方は、「一部繰上償還申出書」と「直近の給与明細の写し」を経理貸付係に提出してください。

	1 回 目	2 回 目
申出書の提出締切日	平成30年6月20日（水） ※ 支部必着	平成30年12月13日（木） ※ 支部必着
納付書送付日	平成30年7月上旬	平成31年1月上旬
払込期限	平成30年7月24日（火）	平成31年1月25日（金）予定

- (注1) 毎月償還のみの場合は、一部繰上できる金額は10万円以上で、1円単位です。
ボーナス併用償還の場合は、一部繰上できる金額は20万円以上で、1円単位です。
ただし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に係る未償還元利金の一部繰上償還に充当することとなっています。
また、償還猶予金の残額があるときには、繰上償還額に償還猶予金の残額を加えて償還してください。
- (注2) 一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数となります。(詳細はお問い合わせ下さい)
- (注3) 申出書の様式は、広島支部ホームページの「こんなときガイド」-「様式ダウンロード集」(貸付関係)にあります。

全額繰上償還は毎月受け付けています。



全額繰上償還を希望される方は、**毎月20日までに「全額繰上償還申出書」**を経理貸付係に提出してください。申出月の翌月に「振込依頼書」を送付しますので、金融機関の窓口で納付してください。

- (注1) ボーナス償還を併用している方は、12月のボーナス償還処理に影響があるため10月の申出(11月振込)はできません。また、平成30年度末に退職予定の方は、平成31年1月21日(月)が最終提出締切日となります。
- (注2) 全額繰上償還の振込月も、償還金が給与から控除されます。

問合せ先：経理貸付係 (082) 513-4955